

2020年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されました。

- 要件緩和でiDeCoに加入しやすく！！
- 企業型DC・iDeCoの加入可能年齢および受給開始時期の選択肢が拡大！！



1. はじめに

2020年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されました。

改正事項は下表のとおり多岐にわたりますが、本NEWSでは、「Ⅳ. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等」を中心に解説します。

2. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の概要（一部抜粋）

	改正の概要	施行期日
Ⅰ. 被用者保険の適用拡大	短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる（現行 500 人超 → ①100 人超 → ②50 人超）	①2022 年 10 月 1 日 ②2024 年 10 月 1 日
Ⅱ. 在職中の年金受給の在り方の見直し	60 歳から 64 歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の 28 万円から 47 万円（令和 2 年度額）に引き上げる。）。	2022 年 4 月 1 日
Ⅲ. 受給開始時期の選択肢の拡大	現在 60 歳から 70 歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を 60 歳から 75 歳の間に拡大する。	2022 年 4 月 1 日
Ⅳ. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等	確定拠出年金の①加入可能年齢を引き上げる（※1）とともに、②受給開始時期等の選択肢を拡大する。 ※1 企業型 DC：厚生年金被保険者のうち 65 歳未満→70 歳未満 個人型 DC（iDeCo）：公的年金の被保険者のうち 60 歳未満→65 歳未満	①2022 年 5 月 1 日 ②2022 年 4 月 1 日
	確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大（100 人以下→300 人以下）、企業型 DC 加入者の iDeCo 加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。	公布日から 6 月を超えない範囲で政令で定める日

出所：厚生労働省作成「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要」より一部抜粋

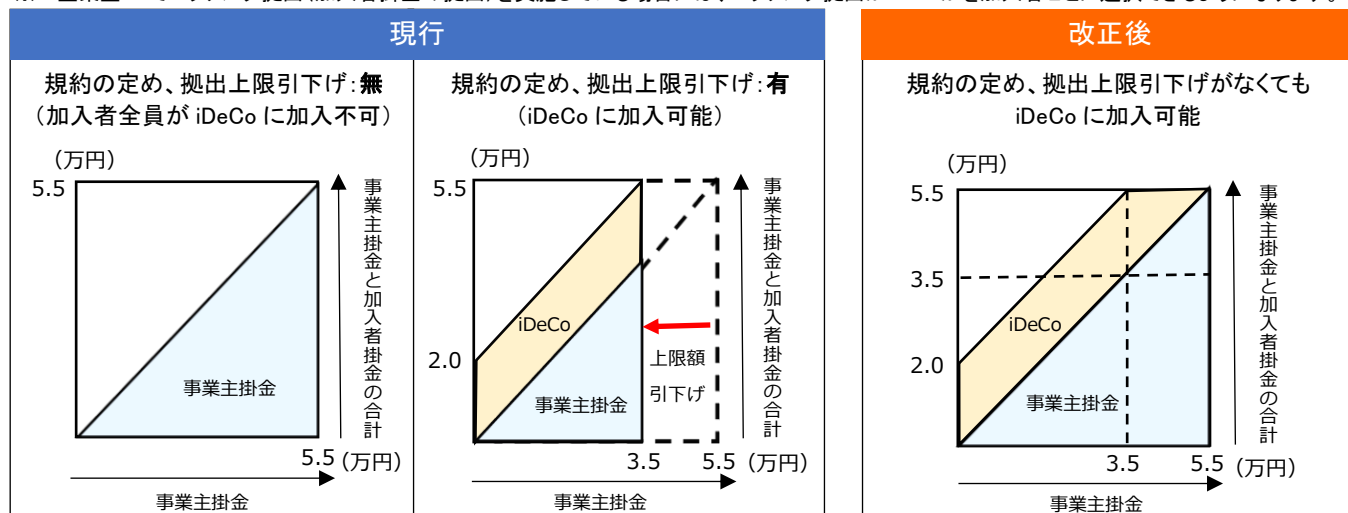
3. 2022 年 10 月から企業型 DC 加入者の iDeCo 加入の要件緩和

POINT “企業型DCに加入している方もiDeCoに加入しやすく”

企業型DC加入者のうちiDeCo（月額2.0万円以内）に加入できるのは、現在のところ、iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引下げた企業の従業員に限られていました。

しかしながら、ほとんど活用されていない現状にあることから、2022年10月から規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo（月額2.0万円以内）に加入できるようになります。この改正により、企業型DCを実施しているためにこれまでiDeCoに加入できなかった多くの方が、拠出限度額の範囲内で加入できることとなります。（※2）

※2 企業型DCでマッチング拠出（加入者掛金の拠出）を実施している場合には、マッチング拠出がiDeCoかを加入者ごとに選択できるようになります。



※ 図中の金額は企業型DCのみに加入する場合となります。DBなどにも加入する場合は金額が異なります。

出所：厚生労働省作成「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要」より一部抜粋

4. 2022 年 4 月から企業型 DC・iDeCo の受給開始時期等の選択枝の拡大

POINT “企業型DC・iDeCoともに受給開始時期の上限が75歳に”

DC(企業型DC、iDeCo)の受給開始時期については、現在のところ、60歳から70歳の間で受給開始時期を選択することができますが、公的年金の受給開始時期の選択枝の拡大に併せて、2022年4月から上限年齢が75歳に引き上げられます。(下図「加入可能年齢・受給開始時期のイメージ」を参照)

5. 2022 年 5 月から企業型 DC・iDeCo の加入可能年齢の引上げ

POINT “企業型DCは70歳まで加入することが可能に”

企業が従業員のために実施する企業型DCについては、現在のところ、厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者とすることができます(60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用されるものに限られます)が、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、確定給付企業年金(DB)と整合性を図るため、2022年5月から厚生年金被保険者であれば、70歳未満まで加入できるようになります。ただし、企業によって加入できる年齢などが異なります。(下図「加入可能年齢・受給開始時期のイメージ」を参照)

POINT “iDeCoは65歳まで加入することが可能に”

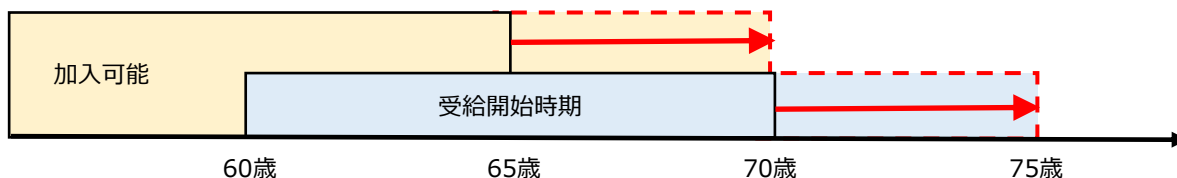
老後のための資産形成を支援するiDeCoについては、現在のところ、国民年金被保険者(第1・2・3号)の資格を有していることに加えて60歳未満という要件がありますが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえて、2022年5月から国民年金被保険者(※3)であれば加入可能となります。(下図「加入可能年齢・受給開始時期のイメージ」を参照)

※3 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の方は任意加入が可能(65歳未満)

加入可能年齢・受給開始時期のイメージ

企業型 DC

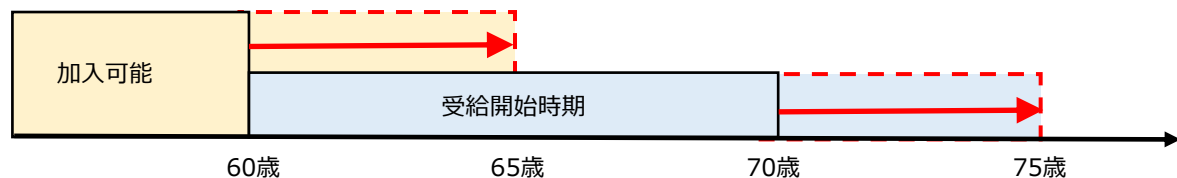
現行は65歳未満が拠出可(2022年5月から厚生年金被保険者であれば、70歳未満が拠出可)



現行は60歳～70歳の間で受給可(2022年4月から60歳～75歳の間で受給可)

iDeCo

現行は60歳未満が拠出可(2022年5月から国民年金被保険者であれば、65歳未満が拠出可)



現行は60歳～70歳の間で受給可(2022年4月から60歳～75歳の間で受給可)

出所:厚生労働省作成「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要」より一部抜粋

くろうきん>は労働組合の企業年金・退職金を守る取組みを支援しています。
制度研修会・加入者教育の講師派遣等くろうきん>にご相談ください。

【労働金庫連合会 営業推進部】 Tel:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039

Mail:suishin@rokinbank.or.jp

注)本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・助言を目的としたものではありません。

信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。